

家畜伝染病，人獣共通感染症等に対する 防疫体制の充実・強化について

平成30年11月22日付け岐獣発第331号をもって，岐阜県獣医師会会長から，岐阜県での豚コレラ発生に伴う野生イノシシを含めた検査体制の整備等に関して要望書の提出がなされた。これに対し，平成31年1月18日付け30日獣発第270号をもって，本会会長から，農林水産省消費・安全局長，環境省環境局長及び厚生労働省健康局長あて家畜伝染病，人獣共通感染症等に対する防疫体制の充実・強化について別記のとおり要請を実施した。

【別記】

30日獣発第270号
平成31年1月18日

農林水産省消費・安全局
局長 池田 一 樹 様
環境省自然環境局
局長 正田 寛 様
厚生労働省健康局
局長 宇都宮 啓 様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏 内 勇 夫

家畜伝染病，人獣共通感染症等に対する 防疫体制の充実・強化について(要請)

日頃より，獣医師及び獣医療に関する施策の推進にご理解とご支援を賜り，厚くお礼申し上げます。

さて，近年，アジア諸国をはじめ世界各地において口蹄疫，高病原性鳥インフルエンザ（HPAI），アフリカ豚コレラ等の海外悪性家畜伝染病が継続的に発生しており，常に我が国に侵入する危険性があります。万が一これらの悪性家畜伝染病が我が国で発生した場合には，平成22年の宮崎県における口蹄疫の発生時のように，地域の畜産業が壊滅的な打撃を受けるばかりでなく，地域産業も多方面にわたり悪影響を受けることとなります。更に，国家主導で取り組んでいる1兆円を目指す日本農産物の輸出促進政策についても，畜産物の輸出が長期間全面禁止になるなど，将来にわたって我が国畜産業に多大なる損失を与えることとなります。

一方，TPP11が平成30年12月30日に，また日EU・EPAが平成31年2月1日に発効されることなどにより，今後は輸入関税による国内畜産業の保護施策は機能しなくなることが懸念されます。このため，将来における国境措置としての有効な施策

は，SPS協定に基づく家畜衛生及び食品衛生に関する措置が主体となります。

このような家畜伝染病にとどまらず，エボラ出血熱，狂犬病，SARS，MERS，SFTS，新型インフルエンザ等の動物由来の人獣共通感染症が我が国で発生した場合には，平成13年のBSE発生時に全国的に大混乱となったように，人や動物の移動及び経済活動に多大な障害を生じ，2020年のオリンピック開催や外国人観光客の4千万人目標達成などの国家的な取組みに多大なる悪影響が生じることが懸念されます。

しかし遺憾ながら，平成30年9月に岐阜県において26年ぶりに豚コレラが発生し，平成30年12月25日までに6例の養豚農場（6例目は7,500頭を超える大規模農場）及び約80例の野生イノシシで発生が確認されるなど，感染は拡大を続けています。その防疫対応は，家畜保健衛生所を中心に国などの支援を受けて実施されていますが，家畜である豚にとどまらず野生イノシシの検査も家畜保健衛生所が一手に対応しています。別添の公益社団法人岐阜県獣医師会会長からの「緊急要望書の提出について」に述べられているとおり，家畜保健衛生所のみによる防疫対応はもはや限界となっています。

このような状況の中，HPAIの発生予防のためカモなど野生鳥類の糞便検査が必要な冬期となり，また，今後はペットやダニ由来のSFTSの検査の要請なども想定されます。更に，平成24年には台湾における野生のイタチアナグマで52年ぶりに狂犬病が確認されるなど，家畜伝染病及び人獣共通感染症の適切な防疫対応のためには，野生動物に対するモニタリングは欠かせない状況となっています。しかしながら，我が国には野生動物に対する家畜伝染病や人獣共通感染症などの検査体制が法的に整備されていないのが現状です。

このような防疫体制の不備は都道府県にとどまら

ず、国の関係機関においても同様です。即ち、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門は、重要な動物の感染症について最終診断を行う我が国唯一の公的な研究機関として、国、都道府県等と密接に連携して国内防疫措置に貢献するばかりでなく、国際獣疫事務局（OIE）の科学委員会やコード委員会の委員、BSE等のレファレンスラボラトリー等として我が国を代表して国際貢献を果たしています。しかし、同部門は、平成13年に農林水産関係研究機関の独立行政法人化に伴い、従来の家畜衛生試験場から動物衛生研究所として農研機構に組み入れられ、更に平成28年には動物衛生研究部門となり、組織の名称も失われる事態となっています。この独法化により、動物衛生研究部門の人員及び予算は年々大幅に削減され、現在は研究職員の3/4は40歳以上と極めて高齢化組織となっており、適正な業務運営に支障を来すばかりでなく、組織としての存続の危機に瀕しています。このままでは10年を待たずして業務遂行が困難となることは明らかです。

また、今後、世界的に重要性が高まるワンヘルスの実践や人獣共通感染症に関する業務については、農研機構法において農業及び食品産業に関する技術上の試験・研究等と規定されている農研機構の業務範囲を超えるため、農研機構内の理解が得られず、このままでは我が国の危機管理対応上、重大な失敗を招く事態となる恐れがあります。

つきましては、家畜伝染病、人獣共通感染症等に対する防疫体制の充実・強化について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 岐阜県における豚コレラ防疫に要する検査体制の強化

家畜保健衛生所が豚コレラ防疫業務に集中できるよう、イノシシ等野生動物の検査業務に対する支援体制を早急に確立すること。

2 特定家畜伝染病、狂犬病等重要疾病に対する検査体制の確立

平成22年の宮崎県における口蹄疫、今回の岐阜県における豚コレラ等の防疫対応において、防疫業務の中核を担う家畜保健衛生所による病性鑑定等の早期検査体制に不備があったことから、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病等重要疾病については、常に早急な確定診断が可能な体制の構築を図ること。

3 野生動物に対する検査体制の確立

岐阜県における豚コレラの感染源が野生イノシシであることが疑われること、人の感染症の約6割が動物由来であること等に鑑み、今後は家畜にとどまらず野生動物に対する検査が不可欠と考えられることから、今後における野生動物に対する検査体制の法的な整備を図ること。

4 “One Health”の実践体制の構築

「福岡宣言」に基づき“One Health”を実践するため、有効な人獣共通感染症対策を講じるほか、世界的に注目されている薬剤耐性（AMR）対策、医学・獣医学教育の改善・整備等を推進するため、医師と獣医師の連携体制の構築及び関連施策に支援すること。

5 家畜伝染病、人獣共通感染症等に対する危機管理体制の整備・充実

家畜伝染病や人獣共通感染症に対する防疫体制の整備・充実のため、国の防疫対応において重要な役割を果たす農研機構動物衛生研究部門を国の機関として位置付けるとともに、動物検疫所及び動物医薬品検査所と密接な連携の下に効果的な業務運営が行われるよう、所要の体制整備を図ること。

【別 添】

岐阜県発第331号
平成30年11月22日

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫 様

公益社団法人 岐阜県獣医師会

会長理事 石黒 利治

緊急要望書の提出について

時下、貴職には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当獣医師会にご指導ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、当県内で36年ぶり国内では26年ぶりとなる豚コレラが発生し、県行政、関係団体等においてもその対応に苦慮しているところですが、

つきましては、国への緊急要望として下記のとおり提出しますので、よろしくお取り計らいの程お願いいたします。

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫 様

要 望 書

平成 30 年 11 月 22 日
公益社団法人 岐阜県獣医師会
会長理事 石 黒 利 治

要 望 事 項

家畜伝染病、動物介在感染症及び人獣共通感染症に対応した野生動物対策の充実・強化について

本年 9 月、岐阜市内の一養豚場において国内では 26 年ぶりとなる豚コレラが発生した。県では、国の精密検査による豚コレラ患畜確定の連絡を受けると同時に、県家畜伝染病防疫対策本部を設置するとともに殺処分を開始、翌早朝までに 546 頭の殺処分を実施し、死体等の埋却や畜舎等の消毒処理など農場の防疫措置について豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づく所定の作業を終了した。また、県内の他農場について健康調査、防疫指導等を実施するとともに当該農場が利用していたと畜場や共同堆肥場の一時閉鎖を含めた関係施設等の防疫措置など万全の体制を敷いて各種対策を実施してきた。

一方、豚コレラ確定診断から 4 日後に岐阜市内の水路で死亡していた野生のイノシシ 1 頭が県中央家畜保健衛生所の PCR 検査で豚コレラ陽性と判定されたのを皮切りに、11 月 21 日までに 54 頭の感染が確認された。この間、豚コレラ陽性確認地域や対象区域外の外縁部における調査捕獲、感染したイノシシの周辺への拡散防止対策として防護策や緩衝帯の整備、イノシシ生息状況を確認するためのセンサーカメラの設置、農場防疫対策として電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置等を実施してきた。また、11 月 1 日から狩猟の解禁となることから調査対象区域の見直しに合わせた狩猟禁止区域の設定やジビエの利用を自粛する措置を関係者へ要請してきた。しかしながら、現在に至るまで死亡または調査捕獲されたイノシシの感染が毎日のように確認され、11 月 16 日には、危惧されていた県内 2 例目となる豚コレラの発生が、岐阜市内の公園で飼育されている豚で確認され、養豚業はもとより風評被害を含めたその影響が畜産業界全体に及んでおり深刻な状況と

なっている。

国における野生動物の所管は、畜産振興・家畜伝染病・農産物被害等の観点から農林水産省、生物多様性の保全・外来生物・鳥獣保護等の観点では環境省、人獣共通感染症・食品衛生関係等は厚生労働省が担っており、総合的な政策が行われにくい仕組みとなっている。また、都道府県においては各法律ごとにさらに細分化され、担当部・課に跨がってそれぞれの事業が行われている。

今般発生した豚コレラは、国際連合食料農業機関 (FAO) などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」であり、日本においても口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等とともに、防疫上特に重要な特定家畜伝染病に位置づけられている。また、アフリカ豚コレラについてはアフリカ大陸だけでなく、ロシア・東欧地域においても発生が確認されているが、本年 8 月には中国での発生が初めて確認され、先月には千歳、羽田両空港で旅行者の持ち込んだ畜産加工品よりアフリカ豚コレラウイルスが検出され、これらの疾病の侵入は現実の危機となっている。

さらに、狂犬病にいたっては世界の一部の国・地域を除いてほとんどの国で現在も発生しており、ほとんどの哺乳類が感染する最も警戒すべき人獣共通感染症と言われている。

このような状況の下、ワンワールド・ワンヘルスの理念に基づき「人・動物・環境（生態系）の健全性」を確保することが重要との観点から以下の 3 点について国への要望をお願いしたい。

1. 野生イノシシへの豚コレラの感染拡大により家畜保健衛生所の業務が増大していることから、検査体制の強化を図る人的支援をお願いしたい。
2. 野生動物を含め動物の感染症のすべてを家畜保健衛生所で取り扱うことは家畜保健衛生所の本来業務から言っても、大きな無理がある。また将来予想される高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚コレラ、口蹄疫、狂犬病などの侵入、年々汚染の拡大が続く SFTS 等を勘案すれば「野生動物対策を恒常的に担う検査機関」を整備されたい。
3. 今回の豚コレラのイノシシへの拡散とその対応から「このような事態を一元的に管理、統括するシステム」を早急に構築されたい。